



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：岩橋 祐治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
Fax (03) 5842 - 5602
毎月1日発行
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）
<http://www.inoken.gr.jp>

職場環境改善と社会保障政策の転換が不可欠

全日本民医連第8回職員の健康を守る交流集会

全日本民医連第8回職員の健康を守る交流集会が、12月16～17日都内で開催され、124人が参加しました。全日本民医連では、職員の健康管理の課題について2年に1回集会を開催し、課題提起と活動の交流を行っています。

問題提起

集会のはじめに、那須拓馬全日本民医連理事・職員健康管理委員会委員長から、「情勢が激動するもと、医療福祉分野は慢性的な人手不足と業務量の増大、低賃金などの状況におかれ、たたかいと対応に追われストレスも高くなっている。職場環境改善とともに国の社会保障の転換を迫ることが不可欠。過重労働対策が喫緊の課題であると同時に、産業医育成と世代交代を推進すること、義務化された化学物質のリスクアセスメントにも着手することが求められている」と提起を行いました。また、田村昭彦全日本民医連理事が「大災害時に医療・介護福祉職員の健康を守る取り組み」として、熊本大地震の際に行った「ストレストリアージ」の取り組みについて特別報告を行いました。

課題の方向を示唆する指定報告

続いて、取り組みの課題になっている「在宅職場での労安活動」「職員のヘルスプロモーション」「禁煙活動」「有害物質のリスク管理」をテーマに進んだ職場からの報告を受けました

介護・在宅職場の労安活動の報告は、札幌東勤労者医療福祉協会から。腰痛・転倒に加えてペットによる噛傷、交通事故や交通違反への対応など在宅分野独自の問題があること、超過勤務20時間以上の職員を毎月把握し対策を講じていることなどが報告されました。

化学物質のリスクアセスメントは、2014年の労安法一部改正で義務化されました。福岡の健和会・大手町病院では、2015年に労安委員会で実施を決定。危険性または有害性物質の多くある職場を特定。



結果を活用した労安活動が次へのステップになると報告されました。

ストレスチェックの取り組み

2日目は、ストレスチェック義務化の問題を取り上げました。松浦健伸全日本民医連職員健康管理委員からは、民医連の取り組み状況について報告。事前調査によると医師面接・集団分析とも実施率は低く、初回の到達ではストレスチェックが必ずしも職場改善までつながっていないことがわかりました。

続いては阿部眞雄氏（労働衛生コンサルタント・いの健全国センター理事）から「ストレスチェック等を活用した職場づくり～労働安全衛生委員会の役割」の学習講演。ストレスチェックを一つのツールとして、メンタル不調の要因を労安委員会としてつかみ、快適職場にする課題を明確にすること、労安委員会は職場にある問題を解決する支援をする役割を發揮することが大切と提起されました。

（全日本民医連 岡村やよい）

〈今月号の記事〉

- | | | |
|------------------|-------------|------|
| 全国センター第20回総会発言要旨 | | 2～4面 |
| 各地・各団体のとりくみ | 社医研／岡山／神奈川／ | |
| 板橋 | | 5～6面 |
| ぼくの夢／相談室だより | | 7面 |
| 全教「長時間労働改善提言」 | | 8面 |

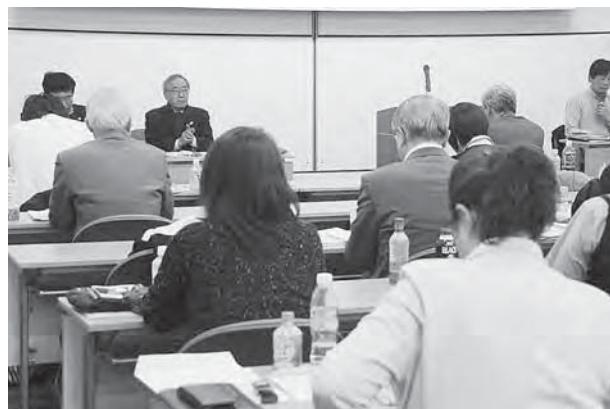
第20回総会

発言要旨（前号の続き）

1年間の活動報告

岩手センター 角掛洋一

2月から3月にかけ国民春闘地域行動に岩手県センターとしても参加。経営者団体要請では各会へ訪問。センター独自の要請書で意見交換を行いました。賃金の高い県外へ人が流出し、中小企業は特にブラックというイメージのせいか人手不足に悩んでいます。4月には職場の安全衛生活動をテーマに学習会を開催。岩橋祐治氏（いの健全国センター事務局長）の講演に基づき4グループに分かれ討議を行いました。8月には労働法制学習会を開催。過労死と職場の差別根絶を求める署名の取り組みを含め、全労連労働法制闘争本部の伊藤圭一事務局長の講演を受け意見交換しました。全国じん肺キャラバンや岩手労働局と県、県議会議長への要請も実施。11月は過労死啓発月間で勤労感謝の日に40人ほどの参加で行われました。経営者・中小企業同友会も事務局等参加しました。



また。単産や職場での学習会を開き活動家づくりを進めています。財政基盤の立て直しも必要で、新たに産別・単産で直接の加入や個人でも積極的に入ってもらうことを勧めています。いの健学習交流集会では単産オルグをして実行委員を出してもらいました。職場見学会も第10回目を関西共同印刷で実施しました。

福井の三星化学工場では40人の会社で9人も膀胱がんになっています。田中書記長は「真面目に働いてがんになる、これでいいのか」と強いメッセージを送っています。労働組合の一番大事なことは予防。予防がすべての基本です。

市民の中に真の働き方改革を

愛知センター 鈴木明男

愛知はトヨタ自動車が地域を支配しています。トヨタは電通以上に過労死があります。労働災害は減っているといいますが、労働組合の組織率が17%では、ものを言えない労働者がたくさんいるのではないかでしょうか。組み立てラインで指を骨折した労働者に対し、「けがは自宅でおこったことにして、仕事をしなくてもいいから会社に出てきてくれ」といったそうです。東京と大阪には過重労働撲滅班があるが愛知にはありません。設置を労働局に要請していきます。

教師を見て子どもは育ちます。教師が自分を守ることが必要です。教師の働き方の改善も急務です。

私たちは駅前で毎月宣伝活動を行っています。市民の中に、真の働き方改革を広げていくことが大切です。

活動強化と職業がんをなくす取り組み

大阪センター 堀谷昌彦

若手の活動家や単産の労安活動が衰退するギリギリの状態だと提案があり、理事会で対策を協議しました。大阪センターは活動に格差があり、戦略を立て直して活動してきました。10月13日に定期総会を開き、新理事長に大阪社医研の中村賢治医師、単産からの推薦は現職の人に担ってもらうことにし

「寝顔じゃなくて、笑顔に会おう」

九州セミナー 田中直光

第28回九州セミナー熊本の報告です。実行委員長には参議院選挙で野党統一候補として奮闘されたあべ広美弁護士を選出し、準備を進めてきました。震災後ということもあって会場探しにも苦労しましたが、東海大学をお借りすることができました。労働者の家族的責任を果たすことを表すキャッチコピーについて数ヶ月間議論して、「寝顔じゃなくて笑顔に会おう」としました。このテーマを深めるために3回のプレ学習会を行いました。当日は、九州を中心に全国や韓国から450人が参加しました。分科会・特別分科会の報告は100本集まりました。

1日目は群馬大学の斎藤先生から「労働法制の役割とワークライフバランスを学ぶ」の講義。また、シンポジウムで働き方の問題の議論を行いました。2日目は10の分科会と2つの特別分科会。特別分科会では「ブラック企業へどう立ち向かうのか」のワークショップ、子どもの貧困の研究発表、分科会の学習講演でも震災関連死や労災について議論し、家族的責任を果たすことは何かを深めました。

来年の九州セミナーは福岡で開催します。

第20回総会

発言要旨（前号の続き）

建設アスベスト訴訟、意義のある判決

神奈川センター 廣幡由美子

神奈川建設アスベスト訴訟は10月に国・建材メーカーの責任を認める意義のある判決がだされました。全国からの支援に感謝しています。裁判所前での宣伝行動、東京高裁への署名提出行動など、大きな励みになりました。



夫はスレート瓦を扱っていました。スレートの切断作業中は大量の粉塵が舞いますが、マスクを付けろという指導ではなく、2002年頃、肺がんと診断され労災認定。その時、アスベストがとても危険だと知りました。苦しんで苦しんで亡くなりました。本当に働き者で、楽しい老後を過ごしてほしいと思っていたのに残念です。国・企業は、危険を承知でなぜ使い続けさせたのか。謝罪してほしい。同じ苦しみを受ける人を作りだしてはなりません。3月には東京訴訟の高裁判決があります。国とメーカーに救済基金制度を創設するように頑張っています。さらに大きなご支援をお願いします。

労安活動アンケートと過労死シンポ

山口センター 高根孝昭

山口センターでは、労働安全衛生活動のアンケートに、毎年取り組んでいます。今年で6回目になります。全国衛生週間に合わせて要請をしています。中立労組からは昨年は8カ所もどってきました。県労連以外からも帰ってきたことが特徴です。労安委員会の毎月開催は半数程度です。労組で担当を決めているのは15%の組織でしかありません。アンケートを定着させ職場活動の目安としていきたいと思います。2つ目は過労死シンポについて。地方センターは積極的に参加することが大切です。全国センターも地方センターへ参加の呼びかけを強めてほしいと思います。山口県では、連合山口とも共同して、春から打合せを持って準備を進めています。今年のシンポには166人が参加。感想文を見ると、連合系組合員からも労安活動を重視し、取り組んでいることが述べられていました。組織の違いを問わずに推進することが重要です。

メッセージ（概要）

ILO駐日代表 田口 晶子
いの健全国センターが結成20周年という節目の年を迎え、日本のディーセント・ワークの実現を目指し、労働安全衛生の分野において尽力し、人材育成にも寄与されてきたことに心から敬意を払います。ILOが、21世紀の活動目標としている「ディーセント・ワーク」は、持続可能な開発の原動力になるものとして、国連全体の目標に掲げられるようになりました。国連が、2015年9月に採決した、2030年までに達成すべき「持続可能な開発目標（SDGs）」の17目標の中の目標8は、「包摂的かつ持続可能な経済成長及び生産的な完全雇用とディーセント・ワークをすべての人に推進する」ことをめざしています。

労働安全衛生はディーセント・ワークの中心分野です。危険で有害な条件下での労働は、多くの労働者が日々行っている目に入らない行動です。ILOの最新の推計では労働災害の被災者や職場病の罹患者は世界全体で3億7400万人に達し、業務関連の負傷や疾病によって毎年278万人の労働者が命を落としています。安全対策を講じなかった場合の対価は高くつきます。毎年、世界全体のGDPの3.94%、2.99兆ドルが労働損失時間、生産中断、業務上の負傷や疾病的治療、リハビリ、保証金に関連した経費に吸い込まれているのです。

ILOは、4月28日を労働安全衛生世界デーと定め、今年はデータに焦点をあて、労働安全衛生分野のデータの収集と利用の最適化を図る手段を紹介する報告書をまとめました。また、これまで多くの技術プロジェクトを行っていましたが、災害の防止を世界的な慣習として強化することを通して、中小企業の労働者らの安全性が向上を図ることを目指す「労働安全衛生に関する、防止のための世界行動計画」が5つの主要なプログラムの1つに選ばれました。政府、労使、専門家がパートナーシップを築き、ILOと共に予防的労働安全衛生文化を築きましょう。いの健全国センターの今後のご発展と飛躍を御祈念いたします。

その他に祝電・メッセージをいただいた団体

全国建設労働組合総連合／全農協労連／日本労働弁護団／全国保険医団体連合会／韓国源進職業病管理財団

第20回総会

発言要旨（前号の続き）

見えてきた労安活動の重要さ

奈良センター 谷山義博

50代男性のパート労働者から、労働時間についての相談がありました。会社から230時間に抑えてくれと言わされたというのです。抑えるとダブルワークしなければならないという話になり、健康を守ることが一番大事だという話をしましたが、8時間働いたら健康で安全で暮らせる賃金が必要です。まともな賃金についても強調してほしい。奈良の過労死防止シンポジウムは、いの健奈良センターで企画してやってきました。1・2回目は参加者が少なかったのですが、今年は目標の80人に達しました。厚労省委託事業を、安倍働き方改革に対置する運動として取り組めるという面もあります。ディーセンターワークと働き方の乖離は、職場における労安活動の低調さが背景にあるように思います。労安活動が労働者にとって身近になっていない。奈良センターでは労安基礎連続講座に取り組んでいます。

下岡過労死裁判の報告

京都センター 芝井 公

下岡過労自死裁判の報告です。2016年9月14日に大阪高裁で敗訴となりました。31歳のS.E労働者の下岡貞治さんが、小さい3人の子どもを残して自死したのは、会社の業績が悪化して親会社へ転籍して2カ月のことでした。大阪高裁では、初めて自死と業務の因果関係について認められたものの、平均労働者説の立場で本人に合わせた救済は認められませんでした。認定基準の限界を痛感しました。また、原告が挙証責任を果たさなければならぬことも大きな課題です。原告は闘いを通じて「少なくとも業務によるストレスによるものだと明らかにされたこと、支援のみなさんとつながれたことが成果」と強調していました。つながった人たちで今後も支えていきたいと思います。また、生命保険の自殺免責についても、うつ病に罹患した人が客観的に自ら死を選ぶかという問題が残されました。保険会社の自殺免責について、全国センターでも取り上げて欲しいと思います。

過労死防止北海道センターの結成に向けて

北海道センター 佐藤誠一

国公共済組合の医療センターの看護師自死事案について、病院の看護師の証言で少し局面が変わってきました。2017年の「過労死等防止対策白書」に



新役員紹介

よると看護師・保健師の労災認定について、70人申請したが、認定は13件・19%です。夜間交代制勤務について認定基準では評価されません。看護師の過労死問題を開拓する上で絶対に負けられないたかいです。職場での労働安全衛生活動を真剣に考えなければなりません。産業衛生の活動家という自覚を持った労働者を養成する企画について、夏以降準備をしていきたいと思っています。過労死防止対策推進法では「過労死防止の重要性の国民の自覚問う、民間の団体が行う過労死防止の活動のため国や地方公共団体のため支援」としています。北海道では、正式に民間団体でまとまった組織として、各地の民間団体に取り組みを呼びかけ、過労死防止北海道センターの結成を検討しています。

家族の会を新たに結成

過労死家族の会 工藤祥子

過労死防止月間では、過労死防止シンポジウムが48カ所で成功裏に開催されました。オープニングにはマー君の詩のCD「ぼくの夢」を流しました。また、過労死を考える家族の会が新たに3つできました。全国と合わせると16です。引き続きご支援をお願いします。家族の会の新たな取り組みとして、教師の働き方改革にも取り組んでいます。教師は声があげにくく残業が青天井。そのために労働安全や時間管理・労務管理が全くできません。私が教師の改革プロジェクトの呼びかけ人18人のうちの1人となり、全国で署名活動や講演活動を行っています。7月には尾木直樹先生や馳浩衆院議員とシンポジウムを行いました。文科省中央教育審議会の教師の働き方特別部会が8月には緊急提言を出しました。家族の会でも実効性を持って行われるよう、11月に要請書を提出しました。家族の会は全ての職場から長時間労働・過労死をなくす取り組み、過労死のない社会を実現する団体として活動を続けていきます。

各地・各団体のとりくみ

岡山

人間らしく働くルールの実現を 岡山センター総会

12月16日、働くもののいのちと健康を守る岡山県センター総会が開かれ、31人が参加しました。

代表委員の中上裕章岡山過労死家族の会会长が「過労死防止法制定3年、全国で過労死シンポが開かれるなど前進があったが、今なお電通などの過労死が大きな問題となっています。人間らしく働くルールをつくるために運動を強めましょう」と挨拶。

藤田弘赳事務局長が「自公安倍政権は憲法9条に『自衛隊』を書き加えるとの案を出そうとしている。日本国憲法は「平和的生存権」を前文でうたい、基本的人権である生存権や団結権や労働条件の法定などを保障しているが、この権利を否定するものになる。これに反対するたたかいを運動の前提において活動をすすめよう」と議案を提案しました。

長時間労働・不規則労働の規制を迫る討論では、高教組が持ち帰り残業、クラブ活動など長時間労働が蔓延している状況の改善を求めて県教委と交渉をしたと報告。「時間外労働25%削減を目標にする」との回答を引き出した。支え合える職場・地域をめざすとりくみを進めると報告しました。

県医労連は、医療職場では看護師不足から長時間

・不規則勤務となっており月60時間の残業で過労死認定がされている。労働時間規制の新ガイド

インの実施を求め労働局要請をすると報告。



続いて岡山県労会議の「健康講座」が開かれ、日本弁護士会労働法制委員の中村和雄弁護士が講演。中村氏は、安倍政権が出そうとしている「働き方改革」は「『非正規』という言葉を一掃」「長時間労働を自慢する社会を変えていく」という看板とは反対のものとなっていると指摘。4野党の「長時間規制法案」ができて市民連合との政策合意もできてきた。それを進めるための魅力ある労働運動として、「正規と非正規の壁、世代間ギャップ、企業別労働組合の限界、社会保障との連動、生活保障の底上げ」などがあるのではないか。韓国やアメリカ、デンマークなど優れた運動もあると指摘しました（写真）。

（岡山センター 藤田弘赳）

社医研

全国の実践を交流

学校の安全衛生活動実践交流集会

12月2～3日、東京・文京区家電会館において、学校の安全衛生活動実践交流集会が開かれました。

理事の村上剛志氏から「ILOユネスコ勧告と安全衛生活動」と題して、1966年の「教員の地位に関するユネスコ勧告」を紹介しながら187条約批准とのかかわりで労安法の改正が行われ、文科省政策の大転換につながっていったことを話しました。

産業カウンセラーの杉本正男氏が、「過重労働と教職員のメンタルヘルス」、社医研センターの大里総一郎氏は「中教審働き方改革部会について」を報告（写真）。部会の経過と意義を話し、参加者にも緊急提言の活用などについて発言を求めました。

岐阜県教組の石榑享造氏は、「いのちと健康を守る労安活動は教組の最重要課題」、県教委の部活指針や自治体キャラバンなど、県全体の取り組みと到達点について話しました。

仁瓶恵子氏は、「過密解消で人事委員会に措置要求」。茨城の支援学校の措置要求を通じて、職場環

境の改善や国の設置基準の見直しまでにつながっていったことを報告。各報告に対して労安法のしくみ、部活動のあり方、ストレスチェックの職場分析、負担軽減の事例、産業医の役割など質問が出され、参加していた阿部眞雄氏（労働衛生コンサルタント・いの健全国センター理事）にも、答えていただきました。



2日目は、2つの実践報告の後に、グループ討議。都教組の岩切善浩氏は、「広がる総括安全衛生委員会」について、都教組のいの健対策委員会で交流・学習が継続的に行われ、総括衛生委員会が広がってきたこと報告。川口市教組の森下敏治氏は、「生き生きと働き続けるために一働き方改革を追い風に」として、市教委の勤務時間ICカード導入など労安活動や職場衛生委員会の負担軽減の取り組みなどを報告しました。（ニュース「働くもの健康」より）

各地・各団体のとりくみ

神奈川

職場の支援が大きなカギ 職場復帰を考えるつどい

12月16日、「メンタルヘルス不全と職場復帰を考えるつどい」を神奈川センター主催で開催し、17人が参加しました。

「メンタル不調と職場復帰」と題して、菅谷幸彦氏（産業カウンセラー）が講演。ポイントとして①「心の病」は「誰でも発症する可能性」のある病気、②「心の病」はストレス・脆弱性・対処技能のバランスが崩れ单なる疲労から多段階を経て発症する、③職場のストレス要因として長時間・過密労働、成果主義や評価制度、人間関係などがある、④労働組合のメンタル対策として、労安法と各種通達、4つのケア、3つの予防、労安委員会の積極的活用が大切、安心して相談できる体制を、⑤労働者のいのちと健康、安全を守るのが労働組合の原点、と強調しました（写真）。参加者からの質問に対して、「職場復帰にあたり、残業なしで生活リズムを整えたり、職場環境の改善で80～90%は回復できる。しかし、3年間かけても復帰できない場合もある」「民主団体でメンタル不全者が多い理由の一つに、高い理念



と現実のギャップをどう埋めるか。看板を本物にすることが必要」と回答がありました。

職場からは、鎌倉市職労から「産業医・カウンセラーの配置などメンタル対策を重視し、職場復帰が有効に行われている」、神障教組から「県教委の勤務実態調査によれば県立盲・ろう・養護学校では休憩時間が15分という実態で事実上休憩は取れない」など教師の人員不足や過密労働の深刻な実態について報告がありました。

参加者から「職場の支援がメンタル不全をなくす大きな鍵。新人の悩みに丁寧に対応するなど支援体制の確立が必要」などの意見がだされました。

（神奈川センター 蓬池幸雄）

板橋

東京唯一の地域センターとして奮闘 第13回定期総会

「いの健」板橋センターは第13回定期総会を12月8日、東京土建板橋支部会議室において開催しました。10団体・個人で14人が出席しました。

総会は、西川勉理事長代理の進行で進められ、「板橋センターは結成13年目に入った。その間、講座や学習活動を通じて健康づくりの啓蒙や相談活動、行政との連携など地域センターとしての役割を探求してきた。働くものの健康を守る状況は、過労死防止対策法の制定など前進面がある一方、安倍政権がすすめる『働き方改革』によって労働者の健康悪化が進むことが心配され、地域からセンターの活動が一層重要になっている」とあいさつしました。来賓として、いの健東京センターの柴田和啓副理事長が連帯のあいさつを行いました。

活動報告について日向寺淳一事務局長が、活動方針、決算・予算案、役員体制について一括提案を行いました。

活動報告では、「板橋センターが東京で唯一の地域センターとなっている。これまで、労働安全衛生法やメンタルヘルスの学習会や板橋区の健康祭りへ



の参加など行政との連携を通じて、地域で働くものの健康を守る活動をすすめ、13回総会を迎えた。この意義は大きい」と活動を振り返りました。そして、「専従体制を休止したことで十分な活動ができなかった。しかし、『貧困』問題に焦点を当て、板橋社保協やいの健東京センターと共に『貧困と格差問題』をテーマにした学習会は、156人という参加を得て成功できた」と報告しました。

方針としては、「今年度は専従体制を復活する。『働き方改革の欺瞞性』を考えると、地域センターの活動はさらに求められる、人間らしく生き働き続けられる社会と『健康な街づくり』を目指して、職場や地域で働く者のいのちと健康を守る運動をすすめたい」と提案。討論を通じて全会一致で採択されました。（「いの健板橋センターNEWS」より）

マー君の「ぼくの夢」が歌になりました

過労死防止活動で、多くの人に感銘を与えてきたマー君の詩「ぼくの夢」が歌になりました。歌うのはダ・カーポ。昨年9月の過労死弁護団の総会で初披露され、各地の過労死防止シンポで紹介されました。1番の歌詞はマー君が6歳の時に作った詩、2番は中学3年生の時に書いた作文にお父さんへの思いと過労死防止へのメッセージをのせ生まれました。

ぼくの夢～ある過労死遺児の詩～

D Em Em A A7 D

おあきくなつたらぼくは はかせになりたい そしてドラウもんに
おあきくなつてもぼくは わすれはしないよ どいなかおして

6 Em7 Em7 A7 D F#m7

でてくるような タイムマシンを つくる はくはは(ばくは)
つくつてくれた パパやまばの あじき じじと

10 Em7 F#m7 B7 Em F#m

タイムマシンに の つて おとうさん の しんでしまう
タ イムマシンに の つて (の つて)おかあさんとめの じいじとだ

ためのいめちじかな くて

14 G A G B7 Em7

まえの日一にゆくう そして しごとに いつたらあかんで
たすけに一ゆこう そして しごとに しだらあかんて
ぼくはつたえとい だから (しごとで) しごとで(しごとで) しだらあかんて

19 A7 D

ゆゆう つうう んん ややや

作詩：マー君 作曲：山本友英
編曲：渡辺雅二 歌：ダ・カーポ

大きくなったら ぼくは 博士になりたい
そしてドラえもんに出てくるような
タイムマシンを作る
ぼくは タイムマシンに乗って
お父さんの死んでしまう 前の日に行く
そして 仕事に 行ったらあかんて 言うんや

大きくなつても ぼくは 忘れはしないよ
得意な顔して作ってくれた
パパ焼きそばの 味を
ぼくは タイムマシンに乗つて
お母さんと一緒に 助けに行こう
そして 仕事で 死んだらあかんて 言うんや

仕事のための命じゃなくて
命のための仕事だと ぼくは伝えたい
だから 仕事で 死んだらあかんて 言うんや

シリーズ 相談室だより(118)

労災申請前の証言確認が重要

山口市のガソリン販売店に勤務するMさん（女性・25歳）は、上司である店長から勤務中に「体を触られる」などのセクハラ行為を受けていました。昨年2月10日には、勤務終了後に半ば強制的に買い物・ドライブ・食事（夕食）に付き合わされた後に、店長宅に連れて行かれてセクハラ（強姦未遂）を受けました。その後も、店長の命令で休日に部長の子息のスケートに付き合わされるなどのパワハラ行為がありました。

こうしたことに悩んでいたMさんは、知人に相談して会社と掛け合ってもらっていたところ、他の販売店への配置転換を命じられました。Mさんは、配転先では他の従業員から「Mさんが店長を誘った」かのように噂されて出勤することができなくなり、

診察の結果、適応障害で自宅療養を余儀なくされました。

Mさんの相談を受けた山口センターは「Mさんの精神疾患発症は業務に起因するもの」として、労災申請をしました。この件で山口労働基準監督署は昨年10月に、「Mさんの発症は（店長との私的な関係からのもので）業務外」と療養・休業給付を不支給としました。

Mさんが店長から受けていたセクハラ行為は、直属上司の係長なども目撃していたものの、監督署の調査・聴聞では証言されなかつたものと思われます。

Mさんの労災認定が勝ちとれなかったことで、改めて現行制度の限界を感じるとともに、困難ではあっても、申請前の同僚の証言の確約などの措置の重要性を痛感しています。

(山口センター 高根孝昭)

子どもの笑顔はゆとりある学校で

「教職員の長時間労働の抜本的な解決を求める提言」

全教 糀谷陽子さんに聞く

文科省でさえ「看過できない事態」という教職員の働き方。全教が昨年11月に発表した「教職員の長時間労働の抜本的な解決を求める提言」について、糀谷陽子さん（全教中央執行委員）に伺いました。

なぜ、今、提言をだしたのか

文科省の「実態調査」では、教諭1日当たりの「学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）」は、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分であり、所定内勤務時間を大きく上回っています。週60時間以上と答えた人は、小学校で33.5%、中学校で57.6%です。長時間過密労働の解決は、教職員のいのちと健康に関わる深刻な事態であり、待ったなしの課題です。全教で行ったアンケートでも、「体がもたないと不安を抱えている」（78.1%）「心の病になるかもしれない」（62.9%）という結果がでています。「このままでは働き続けることができない」という悲痛な声です。

提言の目的は「教職員のいのちと健康を守ること（勤務条件）」だけではありません。「どの子にもゆきとどいた教育を保障するための条件を守ること（教育条件）」を合わせて追求されるべきです。そのことは教職員アンケートにも、「子どもと一緒にいる時間がとれない」「授業の準備ができない」「本当にやりたいこと、やるべきことができない」という声が多く出されていることに示されています。

長時間過密労働の原因は何か

安倍首相は「教育再生」を声高に叫んでいます。一つは全国一斉学力テストなど競争的な施策です。学力テストの結果に、学校も教職員も子どももふり回されています。学力テストは県ごと自治体ごとにも実施され、結果が公表されます。「全国学テ」の採点は業者が行いますが、提出前にコピーして独自に分析させられたり、県段階のものは教員が採点・入力したりしなければなりません。成績アップのために「過去問」にとりくまされる地域や学校もあります。学力テストによって教育全体に枠がはめられているような状況です。

学習指導要領の押し付けも、長時間労働の温床となって教職員を心身ともに追い詰めています。「授業時間の確保」のために、週時間数が増え、土曜日の授業や夏休みなどの長期休業の短縮が広がってい

ます。さらに、今後実施される改訂学習指導要領は、改悪教育基本法の具体化として、「道徳」の教科化、小学校からの外国語教育の実施など授業時間数を増大させるものとなっています。

教職員の自主性・専門性を尊重しない傾向も強まっています。若手教員の研修レポートには何人もの「指導教官」のチェック・承認が必要です。管理強化のもとで、失敗が許されない雰囲気があふれ、若い教員がメンタル不調になるのは悲しいことです。

部活動のあり方も「勝利至上主義」を改めて、見直すことが必要です。

教職員の働き方は教育のあり方にかかわる問題

文科省の中央教育審議会が12月に出した「中間まとめ」による解決の方策は、校内での業務改善や運営体制のあり方の見直しが中心で、定数改善など抜本的な解決策は示されていません。学校の業務を「分類」し、正規の教職員を増やす、様々な「スタッフ」に業務を分担していくというのです。例えば、登下校は地方公共団体や保護者、休み時間の子どもの対応は地域ボランティア、といった具合です。教員は授業に集中して、安倍内閣がすすめる教育政策や学習指導要領を徹底しなさいということなのでしょうか。そこには、教職員の健康を使用者の責任で守るという視点も、子どもたちの豊かな教育条件を守るという視点もありません。

長時間労働を解消するためには、少人数学級の実現と教員一人あたりの授業持ち時間の上限設定が必要です。そのためには、教職員の定員増が不可欠です。そして、競争的・管理的な教育政策を全面的に転換することです。

教職員の働き方は教育のあり方にもかかわる問題です。全教は、「提言」をもって、多くの団体との懇談を進めています。教職員がゆとりをもち笑顔で子どもの前に立てる勤務条件・教育条件の実現のために、多くの人たちと語り、運動を広げていきたいと思います。（「提言」全文、<http://www.zenkyo.biz/>）（編集部）

